

京都市都市計画局建築請負工事既済部分検査実施要領

平成14年3月28日都市計画局長決定

改正 平成15年5月29日、平成17年3月31日、平成18年2月28日、
平成23年5月23日、平成28年3月25日、令和2年3月31日

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市都市計画局建築請負工事検査細目第9条に規定する既済部分検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、京都市都市計画局建築請負工事検査細目において使用する用語の例によるものの他、次の各号に定めるところによる。

- (1) 確認 書類、機材及び施工状態について、設計図書のとおりに行われているか確かめることをいう。
- (2) 審査 書類、機材及び施工状態について、適正に実施されているか判断することをいう。
- (3) 出来形 工事の目的物の物理的に出来た部分をいう。

(検査の内容)

第3条 検査職員は、監督員によって査定された既済部分の出来高と、工事現場の出来高との正当性を検査することとする。

2 製造工場等にある工場製品を既済部分の対象とする場合は、当該工場において出来高の正当性を確認するものとする。ただし、検査担当課の長が、京都市都市計画局工場等派遣中間検査実施要領第7条第2項に規定する報告書に添付される試験成績書及び検査立会状況の写真等を含む検査関係資料をもって、出来高の正当性が確認できると認める工場製品については、当該資料の審査をもって既済部分検査とすることができる。この場合において、検査立会状況の写真は、製品の寸法、製造番号、員数等が確認できる写真を含むものでなければならない。

(検査の対象項目)

第4条 検査の対象項目は、出来形、品質及び出来ばえに関する項目とする。

2 検査職員は、次の各号に掲げる内容について、監督員によって査定された既済部分の出来高が、別表の既済部分の対象となる出来高査定率による出来高を満足しているかについて検査しなければならない。

- (1) 出来形の検査として、形状寸法を審査し、定められた条件に適しているか確認する。なお、必要があるとき、計測を行うものとする。
- (2) 品質の検査として、性能を審査し、一定以上の技術的水準にあるか確認する。なお、必要があるとき、測定、操作及び運転をおこなうものとする。
- (3) 出来ばえの検査として、外観及び仕上りの状態を審査し、一定以上の水準にあるか確認する。

(検査の申請)

第5条 担当監督員は、受注者から既済部分検査を請求され、査定した出来高と工事現場の正当性を総括監督員が確認したときは、速やかに検査職員に通知するとともに、次の各号に掲げる

書類を検査職員に提出するものとする。

- (1) 既済部分検査請求書（第1号様式）
- (2) 内訳総括表（第2号様式）
- (3) 部分払出来高調書

（検査日時の連絡）

第6条 検査職員は、前条第1項各号に掲げる書類を受理したときは、速やかに検査日時を定めて担当監督員に連絡しなければならない。

（既済部分検査調書）

第7条 検査職員は、既済部分検査を終了したときは、既済部分検査調書（第3号様式）を2部作成し、1部を速やかに監督員に交付しなければならない。

（検査結果の通知）

第8条 検査職員は、検査の結果を既済部分検査結果通知書（第4号様式）により、受注者に通知するものとする。

- 2 検査職員は、既済部分検査結果通知書に係る簿冊を整備するとともに、既済部分検査結果通知書の写しを保管しなければならない。

（出張旅費）

第9条 検査担当課検査職員の出張に関する旅費は、工事担当課の負担とする。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年5月29日決定）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成15年6月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要領による改正後の京都市都市計画局建築請負工事部分払出来高検査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に契約した工事から適用する。

附 則（平成17年3月31日決定）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要領による改正後の京都市都市計画局建築請負工事既済部分検査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に契約した工事から適用する。

附 則（平成18年2月28日決定）

（施行期日）

1 この要領は、平成18年3月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要領による改正後の京都市都市計画局建築請負工事既済部分検査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に契約した工事から適用する。

附 則（平成23年5月23日決定）

(施行期日)

1 この要領は、平成23年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要領による改正後の京都市都市計画局建築請負工事既済部分検査実施要領の規定は、平成23年4月1日以後に契約した工事から適用する。

附 則（平成28年3月25日決定）

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要領による改正後の京都市都市計画局建築請負工事既済部分検査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に契約した工事から適用する。

附 則（令和2年3月31日決定）

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要領による改正後の京都市都市計画局建築請負工事既済部分検査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に契約した工事から適用する。

別表 （第4条第2項関係）

1 建築工事

工事内容		査定基準	査定率(%)	摘要
(1)	仮設工事	(1)以外の直接工事費の出来率とする		
(2)	土工事 下記以外の工事	施工完了	100	
	山留め工事	施工完了	100	
	機械運搬費	根切完了 施工完了かつ機械搬出後	50 100	
(3)	地業（杭）工事 下記以外の工事	施工完了	100	
	杭工事 施工費、杭頭処理	施工完了後かつ報告書を提出	100	
	機械運搬費	施工着手 施工完了かつ機械搬出後	50 100	
(4)	コンクリート工事	打ち込み完了	100	
(5)	型枠工事 下記以外の工事	型枠の取外し完了	100	
	デッキプレート	施工完了	100	
	コンクリート目地 打放し面補修	型枠取外し後の処理及び補修が完了	100	
(6)	鉄筋工事	施工完了	100	
(7)	鉄骨工事 下記以外の工事	組立て完了	100	
	超音波探傷試験	試験に合格し、報告書を提出	100	
	耐火被覆	施工完了	100	
(8)	既製コンクリート工事	施工完了	100	コンクリート ブロック積、 れんが積
(9)	防水工事	施工完了（押え、保護層共）	100	
(10)	石工事	施工完了	100	
(11)	タイル工事	施工完了	100	
(12)	木工事	施工完了	100	
(13)	金属工事	施工完了	100	
(14)	左官工事	施工完了	100	

(15)	建具工事 金属製建具等 (樹脂製建具)	取付完了 (アンカー溶接、モルタル詰め完了)	70	
		取付調整完了	100	
	木製建具	取付調整完了	100	
(16)	ガラス工事	施工完了	100	
(17)	塗装工事	施工完了	100	
(18)	内外装工事 (屋根工事含む) 下記以外の工事	施工完了	100	
	打込み断熱材	型枠の取外しが完了した部分の数量	100	
(19)	ユニット工事	調整完了 (調整不要のものは、取付完了)	100	
(20)	その他工事	取付完了	100	
(21)	屋外排水工事 下記以外の工事	施工完了	100	
	排水管及び排水桝	排水管の施工完了	90	
		埋め戻しかつ通水試験完了	100	
(22)	屋外付帯工事	施工完了	100	
(23)	舗装工事 下記以外の工事	施工完了	100	
	機械運搬費	施工着手	50	
		施工完了かつ機械搬出後	100	
(24)	植栽工事	施工完了	100	
(25)	解体撤去工事	施工完了	100	
(26)	共通費	直接工事費の出来率とする		

※ 「施工完了」とは、当該工事における施工済部分で、監督員の検査に合格した状態を指す。

※ 上表にないものは、別表の「2 電気設備工事」「3 機械設備工事」による。

※ 別表により難しいものについては、工事担当課と検査担当課が協議し決定する。

2 電気設備工事

工事内容		査定基準		査定率(%)		
(1)	電線管類（通線確認をしたもの） ボックス ダクト類（施工後試験を要しないもの） ケーブルラック マンホール、ハンドホール（鉄蓋まで設置したもの）	施工完了		100		
(2)	電線・ケーブル ライティングダクト・バスダクト 接地	施工完了		90		
		試験完了		100		
(3)	配分電盤 制御盤 変圧器等の配電機器 配線器具 弱電機器（時計、放送、自火報、電話、TV共聴等） 照明器具 雷保護 その他（積算上材料と労務費等が分離されていない機器）	施工完了	配線接続未完了 ※1	70		
			配線接続完了 ※2	90		
		試験完了		100		
(4)	発電機 直流電源 太陽光発電 昇降機 その他（積算上材料と労務費等が分離されている機器）			機器・材料費 運搬費 搬入費	施工費	試運転調整費
				施工完了	配線接続未完了 ※1	100
		配線接続完了 ※2	100		90※3	0
		試運転調整完了		100	100	100
(5)	塗装	施工完了		100		
(6)	共通費	直接工事費の出来率とする				

※1 「施工完了 配線接続未完了」とは、機器の据付・固定は完了しているが、機器に接続される一部又は全ての配線接続が未完了の状態を指す。

※2 「施工完了 配線接続完了」とは、機器に接続される全ての配線接続が完了した状態を指す。

※3 別途試運転調整費が計上されている場合は、査定率を100%とする。

※ 上表にないものは、別表の「1 建築工事」「3 機械設備工事」による。

※ 別表により難しいものについては、工事担当課と検査担当課が協議し決定する。

3 機械設備工事

工事内容		査定基準	査定率(%)			
(1)	ダクト類（弁類を含む） 架台・支持金物 コンクリート基礎	施工完了	100			
(2)	管類（弁類を含む） 柵類 計装制御機器 衛生器具及び付属品 その他（積算上材料と労務費等が分離されていない機器）	施工完了	90			
		試験完了	100			
(3)	槽 ボイラ 冷凍機 ポンプ 空調機 工場製作機器類 その他（積算上材料と労務費等が分離されている機器）			機器・材料費 運搬費 搬入費	据付費	試運転調整費
				施工完了	配管接続未完了 ※1	100
		施工完了	配管接続完了 ※2	100	90 ※3	0
		試運転調整完了		100	100	100
(4)	保温・塗装	施工完了	100			
(5)	浄化槽	ポンプ据付 フロア据付	90			
		試験完了	100			
(6)	総合調整費	総合調整完了	100			
(7)	共通費	直接工事費の出来率とする				

※1 「施工完了 配管接続未完了」とは、機器の据付・固定は完了しているが、機器に接続される一部又は全ての配管接続が未完了の状態を指す。

※2 「施工完了 配管接続完了」とは、機器に接続される全ての配管接続が完了した状態を指す。

※3 別途試運転調整費が計上されている場合は、査定率を100%とする。

※ 上表にないものは、別表の「1 建築工事」「2 電気設備工事」による。

※ 別表により難しいものについては、工事担当課と検査担当課が協議し決定する。

※ 上表は工事現場における査定率を定めるものであり、プラント設備工事等において、契約図書により部分払の対象とすることを認めた製造工場等にある工場製品（以下「工場製品」という。）の査定率は下表による。なお、下表の適用にあたっては、次の各号が契約図書に明記されていることを条件とする。

- 1 工事材料等を部分払の対象とすること。
- 2 部分払いと同時に、工事材料等の所有権が発注者に移転すること。

3 工事の目的物全体の引渡し完了までの間に工事材料等に生じた損害（本市の責に帰すべき理由により生じたもの及び天災等で本市並びに受注者双方の責に帰することができないものを除く。）については受注者の負担とすること。

工事内容		査定基準		査定率(%)			摘要
(1)	工場製品	工場検査完了		100			工場製品の価格（運搬費、搬入・据付費及び試運転調整費を含まない）
(2)	上記の据付	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 0; right: 0; width: 50%; height: 50%; border: 1px solid black;"> 機器・材料費 運搬費 搬入費 </div> </div>		据付費	試運転調整費		
				施工完了	配管接続未完了 ※4	100	0
			配管接続完了 ※5	100	90 ※6	0	
		試運転調整完了		100	100	100	
(3)	共通費	直接工事費の出来率とする			(1)に対する共通仮設費及び現場経費については、工事現場据付までは計上しない。		

※4 「施工完了 配管接続未完了」とは、機器の据付・固定は完了しているが、機器に接続される一部又は全ての配管接続が未完了の状態を指す。

※5 「施工完了 配管接続完了」とは、機器に接続される全ての配管接続が完了した状態を指す。

※6 別途試運転調整費が計上されている場合は、査定率を100%とする。

既 済 部 分 検 査 請 求 書

京 都 市 長 様

(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者を記入)

受注者 住 所 ()
氏 名 ()

第40条第3項 (部分払)
第41条第1項 (部分引渡し)
契約書 第43条第5項 (前金払) に基づき関係図書をそえて
第55条第1項 (解除に伴う措置)

既済部分検査を請求します。

1 工 事 名 ()
2 工 事 場 所 ()
3 検 査 先 ()
4 工事請負代金額 (¥)
5 契 約 年 月 日 (年 月 日)
6 工 期 (年 月 日 ~ 年 月 日)

注1： □内には、該当する項目にレを記入すること。

既 済 部 分 検 査 調 書

検査の種類	<input type="checkbox"/> 部分払 <input type="checkbox"/> 部分引渡し <input type="checkbox"/> 前金払 <input type="checkbox"/> 解除に伴う措置		
工事名			
受注者			
請負代金額			
変更請負代金額			
上記工事既済部分検査の結果は次のとおりである。			
検査日	年 月 日	検査年月日	年 月 日
検査職員氏名	京都市都市計画局都市企画部都市総務課 ㊟		
出来高金額			
出来率	%		
特記事項			

既済部分検査結果通知書

第 号
年 月 日

(受注者)

様

京 都 市 長
(担当 都計計画局都市企画部都計総務課)

貴社が受注した工事について、下記のとおり検査結果を通知します。

記

検査年月日	年 月 日
工事名	
工事場所	
検査先	
検査の種類	<input type="checkbox"/> 部分払 <input type="checkbox"/> 部分引渡し <input type="checkbox"/> 前金払 <input type="checkbox"/> 解除に伴う措置
工事請負代金額	¥
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
検査結果	

注1： 口内には、該当する項目にレを記入すること。